公共交通ワークショップ 参加者を募集

市は、持続可能な公共交通のあり方を明らかにするため、「立川市地域公共交通計画」の策定を進めています。今回、計画策定にあたり、地域の足である公共交通について考える市民ワークショップを開催します。いただいたご意見は、立川市地域公共交通活性化協議会などでの議論の際に参考にします。お住まいの地域以外のワークショップにも参加できます。

対市内在住の15歳以上の方 時・場下表のとおり（全2回）定各20人（申込順）申12月24日（火）〔必着〕までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、Eメールアドレス、参加を希望するエリア（A～E）、保育希望の有無（あり の場合は子どもの年齢も）を、電話、郵送、ファクス、Eメール、**電子申請**で**地域公共交通担当課・内線2282** Fax（521）3020 e koutsuutaisaku@city.tachikawa.lg.jpへ

検討対象エリア		第１回	第２回	会場
A	一番町、西砂町	令和７年１月19日(日) 午後２時～４時	３月15日(土) 午前10時～正午	西砂学習館
B	上砂町、砂川町、柏町、泉町	令和７年１月12日(日) 午前10時～正午	３月23日(日) 午後２時～４時	市役所
C	若葉町、幸町、栄町	令和７年１月12日(日) 午後２時30分～４時30分	３月９日(日) 午前10時～正午	幸学習館
D	富士見町、柴崎町、緑町	令和７年２月８日(土) 午前10時～正午	３月９日(日) 午後２時30分～４時30分	柴崎学習館
E	錦町、羽衣町、曙町、高松町	令和７年２月８日(土) 午後２時30分～４時30分	３月15日(土) 午後２時30分～４時30分	たましんRISURUホール

市議会定例会～11月29日から開会

令和6年第4回市議会定例会が11月29日(金)～12月23日(月)の会期で開かれる予定です。

日程は、▼11月29日(金)、12月3日(火)～6日(金)＝本会議（一般質問、議案審議など）▼10日(火)＝総務委員会▼11日(水)＝厚生産業委員会▼12日(木)＝環境建設委員会▼13日(金)＝文教委員会▼16日(月)＝第5次基本構想審査特別委員会▼17日(火)＝議会改革特別委員会▼20日(金)＝議会運営委員会▼23日(月)＝本会議（議案審議など）の予定です。

傍聴を希望する方は、会議当日に直接、市役所3階▼本会議＝議会受付▼委員会＝議会事務局へお越しください。

問**議会事務局・内線3322**

株式会社立飛ホールディングスと包括連携協定を締結

市は、10月21日に株式会社立飛ホールディングスと包括連携協定を締結しました。

この協定は、スポーツ、文化・芸術の振興、まちづくりなど多岐にわたる分野で相互に連携・協力していくことを目的として締結したものです。

今後、それぞれの特色を生かしながら、地域の活性化に関する取り組みを進めていきます。

問**改革推進課政策調整係・内線2701**

都市計画原案の縦覧と意見書の提出

市は、村山工場跡地地区地区計画の変更に関する都市計画原案をまとめました。都市計画原案について縦覧と意見書の提出を受け付けます。

●**縦覧** 時12月6日(金)～27日(金)、午前8時30分～午後5時15分〔土曜・日曜日、祝日を除く〕場都市計画課

●**意見書の提出** 地区計画区域内の土地所有者や土地について利害関係を有する方に限り、意見書を提出できます。12月6日(金)～27日(金)〔消印有効〕に、①立川市長宛②標題（「村山工場跡地地区地区計画原案」に関する意見書）③日付、住所、氏名④意見を書いて、直接、または郵送で**都市計画課都市計画係（市役所2階73番窓口）内線2366**へ

公開する会議日程

市は、開かれた市政を推進するため、審議会などの会議を公開しています。日程は市ホームページでもお知らせしています。いずれも直接会場へ（先着順）。

●**第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会** 時12月6日(金)午後6時30分から場子ども未来センター2階201会議室定5人問教育支援課☎（527）6171

●**教育委員会定例会** 時▽12月11日(水)午後1時30分から▽12月26日(木)午後1時30分から場市役所3階302会議室定各20人問教育総務課庶務係・内線2465

●**第3次発達支援計画策定検討委員会** 時12月12日(木)午後6時から場市役所2階208・209会議室定10人問子ども家庭支援センター☎（529）8586

●**生涯学習推進審議会** 時12月16日(月)午後6時30分から場市役所2階210会議室定5人問生涯学習推進センター☎（527）5757

●**学校給食運営審議会** 時12月17日(火)午後1時から場学校給食東共同調理場会議室定5人問学校給食課☎（527）2160

●**男女平等参画推進審議会** 時12月17日(火)午後7時から場中央図書館4階会議室定2人問男女平等参画課☎（528）6801

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記ファクスまでお申し込みください Fax（521）2653

12月はオール東京滞納STOP強化月間

問収納課・内線1257

市は、安定した税収と納税の公平性確保を目指して、個別の訪問や夜間電話催告を行うほか、差し押さえなどの滞納処分の取り組みを強化しています。

納付する資力のある滞納者に差し押さえを実施

市民の皆さんには、市税や国民健康保険料を納期内に納付いただいていますが、一部には納付する財産や能力などの資力がありながら滞納しているケースがあります。市は督促や催告などを行っていますが、納付がない場合、法律に基づき、所有する自動車のタイヤロックのほか、**右表**の例のような差し押さえによる滞納処分を行っています。差し押さえは事前の連絡等をせずに執行します。なお、病気や失業など、収入が不安定で納期内に納めることが困難な場合はお早めにご相談ください。

滞納処分の具体例

預貯金 金融機関に対して預貯金の調査を行い、預貯金を差し押さえます。	**生命保険** 生命保険会社に対して調査を行い、生命保険を差し押さえ、解約返戻金等を滞納税・料に充当します。
給　与 勤務先などに対して給与などの調査を行い、法律で定められた額を差し押さえます。	**不動産** 不動産を差し押さえます。その内容が登記簿に記載され、権利者にも通知します。
動　産 自宅、関係先を捜索し、貴金属や電化製品などの動産を差し押さえます。	**売掛金** 商取引先に対して調査を行い、売掛代金を差し押さえます。

市税の納付はキャッシュレスがおすすめ

納付忘れのない口座振替や、金融機関・コンビニエンスストアに出かけなくてもスマートフォン等で納付ができるキャッシュレスでの納付がとても便利です。くわしくは、市ホームページをご覧ください。

問**収納課・内線1240**

立川市役所（〒190-8666）立川市泉町1156-9 ☎042(523)2111（代表） Fax042(521)2653